明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（五二）　二
○防衛省組織令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令（五三）　三
○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（五四）　四
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（五五）　四
○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（五六）　五
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（五七）　五

〔省　令〕
○新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める措置を定める省令（総務一六）　一六
○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一四、一五）　一四
○建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通二一）　一四
○旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（同二二）　一六

〔告　示〕
○平成十四年総務省告示第六百三十八号（平成九年自治省告示第百八十一号の全部を改正する件）の一部を改正する件（総務六五）　一九
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働八二）　一九
○食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（同八三）　二〇
○肥料を登録した件（農林水産五三八）　二〇
○申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部を改正する件（国土交通一七六）　二〇
○住宅瑕疵担保責任保険法人の指定の方針の一部を改正する件（同一七七）　二〇
○住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則第二条第六項及び第十八条第六項の国土交通大臣が別に定める要件を定める件の一部を改正する件（同一七八）　二三
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第九条第六項及び第二十条第六項の国土交通大臣が別に定める要件を定める件の一部を改正する件（同一七九）　二三
○既存住宅状況調査方法基準の一部を改正する件（同一八〇）　二三
○都市計画に関する件（関東地方整備局八八～九四）　二三
○浄化槽の型式の認定を更新した件（中部地方整備局二五）　二四
○道路に関する件（同二六～二八）　二四
○道路に関する件（中国地方整備局三六）　二五
○都市計画に関する件（同三七～三九）　二五
○道路に関する件（四国地方整備局二〇、二一）　二六
○道路に関する件（九州地方整備局三〇、三一）　二六

〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　二六
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　二七
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　二七
国家試験
第十九回紛争解決手続代理業務試験合格者（厚生労働省）　二七
令和六年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）公告（最高裁判所）　二八
令和六年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）公告（同）　二九
令和六年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告（同）　三〇
令和六年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）公告（同）　三三
令和六年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告（同）　三三
令和六年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員（同）　三四
令和六年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員（同）　三四

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第五二号）（防衛省）

防衛省設置法の一部を改正する法律（令和五年法律第一三号）の施行期日は、令和六年三月二一日とすることとした。

◇防衛省組織令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第五三号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　陸上幕僚監部監理部総務課の所掌事務を改めることとした。（第七九条関係）

2　陸上幕僚監部防衛部防衛協力課を廃止し、同部防衛課の所掌事務を改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第八九条から第九一条まで関係）

3　陸上幕僚監部装備計画部に新たに開発課を置き、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第九二条から第九七条まで関係）

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　陸上自衛隊の方面隊、師団及び旅団の編成を改めることとした。（第七条、第一〇条及び第一二条の二関係）

2　陸上自衛隊の陸上自衛隊通信学校の名称及び所掌事務を改めることとした。（第三三条の二関係）

三　施行期日

この政令は、令和六年三月二一日から施行することとした。

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第五四号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。（別表関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。